

With コロナ対策に係る対応方針

政府において、新型コロナウイルス感染症の令和5年5月8日からの5類移行の方針が示されたことに伴う本市における対応方針について

基本的な考え方

感染症法上の5類への移行は、市民生活、各企業及び医療機関へ影響を及ぼすため、令和5年5月7日までの準備期間を経て、段階的な移行がなされるが、引き続き新たな感染拡大が生じることを想定し、市民の生命と健康、重症化リスクのある高齢者等を守ることを重点に置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることとする。

1 対応方針

- (1) 国、県の対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底は継続し、マスクの取扱いは今後の国、愛知県の対応に準拠する。
- (2) 医療提供体制やワクチンの動向など市民生活及び社会経済活動に影響のある事項は、今後の国や愛知県の対応把握に努め、速やかな情報発信を行う。
- (3) 市主催のイベント、行事、会議等は、国、愛知県のガイドライン等に基づき、十分な感染防止対策を講じたうえで実施します。
- (4) 感染症法上の5類への移行により、県対策本部が廃止の場合には、市対策本部体制を解除する。ただし、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、前提が異なる状況においては、必要に応じ対応を見直すものとする。